

(IC11) 技術功労賞選考委員会規則

平成5年9月3日	制 定	平成20年9月5日	一部改正
平成8年8月30日	一部改正	平成21年9月11日	〃
平成10年8月24日	〃	平成22年9月17日	〃
平成12年8月25日	〃	平成23年11月18日	〃
平成14年8月26日	〃	平成24年5月11日	〃
平成18年4月21日	〃	2019年9月12日	〃
平成19年9月7日	〃		

(目的)

第1条 この規則は、土木学会表彰規程 第14条第1項(8)に規定する技術功労賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、技術功労賞候補の選考を行い、表彰委員会に上申する。

(構成)

第3条 選考委員会は委員長1名、副委員長2名、委員総数22名以内、および幹事若干名で構成する。

2 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は選考委員会を代表し、委員会業務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長は、選考委員会において委員の互選により選出する。

2 副委員長、幹事長は委員長の指名により選任する。

3 委員は中立公正な立場で選考に当たるもので、学識と経験に富む視野の広い者でなければならない。

4 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(賞の内容)

第5条 技術功労賞は、土木学会表彰規程第13条に記されたもので、次の6分野よりなる。

- (1) 教育・研究・啓発
- (2) 調査・計画
- (3) 設計・監理
- (4) 用地・補償
- (5) 施工・検査
- (6) 管理・運用・防災・保全

(選考対象者)

第6条 選考対象者は個人とし、本会会員の資格の有無を問わない。

(応募の方法)

第7条 選考委員会は、技術功労賞選考対象者の募集に関する必要事項を表彰委員会に提出する。

2 選考対象者の募集については、土木学会誌および土木学会ホームページに掲載し、推薦による公募とする。

(推薦)

第8条 推薦者は正会員（個人、法人）、特別会員および土木事業に関連する学・協会とし、自薦も認める。

2 応募の要項は選考委員会で定める。

3 選考委員会は各支部に対して、選考対象者の推薦を依頼する。

（選考）

第9条 選考委員会は、応募されたものについて選考する。

2 受賞候補は、原則として10名程度とする。

3 選考方法は選考委員会で定める。

（運営）

第10条 選考委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

2 幹事長および幹事は、選考委員会の運営事務にあたるものとし決定権をもたない。

3 第1回選考委員会を除き、委員の代理出席は認めない。

（表彰委員会への上申等）

第11条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

（事務局）

第12条 選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

（規則の変更）

第13条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、平成5年9月3日から施行する。

附則 この変更内規は、平成8年8月30日から施行する。

附則 この変更内規は、平成10年8月24日から施行する。

附則 この変更内規は、平成12年8月25日から施行する。

附則 この変更内規は、平成14年8月26日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成19年9月7日 理事会議決） この変更内規は、平成19年9月7日から施行する。

附則（平成20年9月5日 理事会議決） この変更内規は、平成20年9月5日から施行する。

附則（平成21年9月11日 理事会議決） この変更内規は、平成21年9月11日から施行する。

附則（平成22年9月17日 理事会議決） この変更内規は、平成22年9月17日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年5月11日から施行する。

附則（2019年9月12日 理事会議決） この変更規則は、2019年9月12日から施行する。